

食品をめぐる企業のリスクマネジメント

に関する考察

—「法と経営学」の分析枠組みを通して—

境 新 一

1. はじめに

21世紀に入り、我が国は種々の面で様々な転機を迎えている。社会の基礎概念が変容し、社会構造、社会秩序、企業の行動原理、法意識などに様々な変化がみられる。それは、我が国の社会において長年蓄積されてきた価値観が大きく転換しようとしていることも意味する。企業の社会的責任は、利害関係者（ステークホルダー stakeholder）に対する責任の内容を明確にして果たすことが義務付けられる時代となり、遵守されているか否かはともかく経営倫理、法令遵守（コンプライアンス compliance）の認識も急速に浸透している¹⁾。

安定的、持続的な成長を求める企業は、長期的な企業価値の増大を標榜する一方、不可避となるリスクにいかに対処するか、企業のリスクマネジメント (risk management) が課題となる。今日、我が国の企業は内部的に発生する不正に対して内部統制を構築し、不正の事前防止や事後的発見に努めてきた。しかし、昨今の食品偽装事件をみると状況は異なり、当該事件に関わった企業は、経営者による意思決定上の誤りや誤解、複数の経営者や従業員による共謀、経営トップによる内部統制システムの無視、内部統制に割ける経営資源の制約などにより、リスクマネジメントとして内部統制システムが機能していない上に、専門的知識を要する法令遵守が決して

容易とは言えないことがわかる。

本研究では、近年頻発した食品偽装事件の事例を踏まえて、「法と経営学」の視点から²⁾、食品をめぐる企業のリスクマネジメントを考察する。特に、法律が社会、経済、経営の実態との間に乖離を生じている場合が問題となろう。

2. 「法と経営学」の分析枠組み

2-1 経営とリスク

元来、リスク (risk) の概念とは、事故、事故発生の不確実性・可能性、見込と結果の齟齬、危機、脅威、不測事態、突発事故、危険状態、損失など多様で複雑な意味をもつ³⁾。リスクを分析対象として研究してきた社会科学の領域には経済学、経営学などが含まれる。勿論、実際にリスクを分析する場合には、各領域でその具体的な事象の範囲や内容を絞り込んで確定させなければならないことは言うまでもない。

リスクの対処方法について、1920年代にマーシャル (L. C. Marshall), 1950年代にイエーニ (O. Jenni), 1970年代にヘッド (G. L. Head) など、古くから多くの学者による研究成果が存在する⁴⁾。このうち、ヘッドはリスクの対処方法を防止・制御 (risk control), 財務・費用支出 (risk financing) に大別している。すなわち、リスクに対する回避、除去を行うか、またはリスクに対する準備、転嫁を行うかである。

リスクマネジメントの起源には諸説が存在する。そのひとつはドイツの1920年代のインフレーション下における企業防衛のための経営管理の方法としての危険政策、他のひとつは米国の1930年代の大不況下における企業防衛のための保険管理と言える経営合理化政策であった。ただ、どちらもビジネスに関するリスクマネジメントである点では共通している。

リスクマネジメントとは、リスクに対する具体的な対処の仕方、対策、政策、管理、戦略などを意味することになる。その目的は企業の維持発展

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

や持続的成長を阻む経営危機、倒産危機からの防衛または回避の科学的管理である。それは適正な利益と適正な費用の均衡の上に成り立つ⁵⁾。

リスクマネジメントには様々な分野が考えられるが、本研究では経営管理の各論に関わるリスクマネジメントを対象としたい。すなわち、人事・労務管理、生産・販売管理、財務管理、情報管理、知的財産（技術、特許等）管理など、各経営資源ごとの経営管理の分野といいかえると戦略経営（Strategic management）の分野でのリスクマネジメントとなるのである。

一般に、リスクマネジメントは、従業員の意識と情報システム等の技術、そして組織、基準・規程等の実態から構成される。しかし、更に、これらを支える企业文化も検討する必要がある。企业文化とは、組織内に共有される価値観、信念、規範、行動様式であり、制度やシンボルとの複合化されたものである。我が国では、物事を可能な限り穩便に、事を荒立てずに対処する意識が企业文化となっていたと思われる。しかし、こうした事なかれ主義が、昨今の相次ぐ企業不祥事の温床となってきたことも否定できない。ただ、失敗に対して、それを引き起こしたことの責任追及よりも、その失敗を生かすことによって利益がうまれる仕組みを構築し、これを企业文化とすることこそが重要であろう。

例えば、知的財産を管理するためには、まず、自社の保有する知的財産自体を十分に理解することが重要である。すなわち、いずれの企業も、独自の技術やノウハウ、価値ある情報、ブランドという価値を持っている。各種の知的財産について、それを経営戦略で活用することにより、企業価値を高められるもの、逆にそれが、損なわれることにより、企業経営に対する多大なリスクが発生し企業価値を下落させる危険性のあるもの、を適切に識別し、その価値またはリスクを適正に評価することが必要である。そして、識別・評価された知的財産を適切に管理するための仕組みが体系的手法たるマネジメントサイクル（management cycle）に組み込まれ、全社的なシステムとして構築されることが求められている。

企業の経営管理は、リスクマネジメントとしてとらえられなければならぬ。会社法、日本版SOX法対応は全社的リスクマネジメント（統合リスクマネジメント）が基本システムであり、リスクマネジメント手法としてISO、HACCP、業務のマニュアル化が機能するべきであり、リスクマネジメントの観点から内部統制も考える必要があろう。

2-2 法律とリスク

社会規範のうち、道徳、道義、倫理などを厳格に区別することなく狭義の倫理と総称する。絶対に守らなければならない倫理規範を立法化し、法規範にまで高めたものが法律と言えよう。法律まで含めた広い意味で用いられるものが広義の倫理である。なお、倫理や法律の上に成り立っている社会における仕組みや決まりは制度とよばれる。また、我が国では法律ではないが、法律に近い機能を有しているものとして行政指導がある。行政指導が定着すると、ほぼ同じ内容のものが法制化されることもある。

米国では、企業の社会的責任(corporate social responsibility: CSR)が強く求められている。CSRとは、社会的存在としての企業の果たすべき役割のことであり、経済的責任、法的責任、倫理的責任、社会貢献的責任の4つの責任レベルを達成し、企業と社会が健全に成長し合うことを目的としている。このうち、法的責任には、更に民事責任、刑事責任、行政上の責任がある。倫理的責任は、社会規範に反した為に生ずる種々の不利益から法的責任を除いたものである。CSRに関する法・制度・社会的システムが作られ、資本市場の社会責任投資(socially responsible investment: SRI)、CSRによる企業評価も普及し始めている⁶⁾。

自然科学、例えば医学界では、2003年に世界医師会(The World Medical Association: WMA)が法律と医の倫理と対立する場合、倫理的責任は法的責任に優先するとする決議を行っている。我が国の社会では、倫理的責任を法的責任より低レベルのものと扱う傾向がある。しかし、これは大きな

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

間違いであり、法的責任より高い所に倫理的責任がある。たとえ罰則がなくても、職務上の使命として、自らに課すものである。そして、倫理的責任の根底には、志や心がけが必要であろう⁷⁾。ただ、我が国の経営者にはこの自覚に欠ける人も少なくないように思われる。法律の思考を経営に活かすことは重要である。法律の目指すものは、公平、公正、そして平等である。企業経営において法律上のリスク（法的リスク）を予想し、これに対する解決と対応について提示し経営戦略に組み込んでいくことであろう。

日々変化し続ける経営の現場において、企業は、常時目に見えない、新たなリスクにさらされている。リスクは、企業の設立以前から発生し、成長とともに増大する。競争は激化し、リスクも拡大する。起業活動の範囲が拡大すれば、リスクも複雑化する。

通常、リスクは企業の成長軌道とともに増大し、また製品、財務、労務など生産活動分野ごとに、指数化することが可能であろう。海外市場やベンチャー市場に焦点をあてる国際企業では、リスクがより大きくなる。

いずれにせよ、経営上のあらゆる法的リスクを予見し、その要因を整理し、対処法を見出すことにより、最終目的としてのリスクを未然に回避することが重要となる。

各局面にしたがって法律の活用基準を変え、リスクに対する対処方法も変える。紛争処理を主眼とする臨床法務では、法律は裁判基準を第一義とする。一方、紛争回避を目的とする予防法務では、法律は裁判を避けるための判断基準として捉えられ、意思決定のために規範化される。さらに、戦略法務では法律は企業の意思決定のための基準として、経営戦略ないし意思決定へ参画し、法律を基準として判断される。

臨床法務は経営と法律を分離したまま個別に戦略判断するのに対して、予防法務は両者を緊密化させ、そして戦略法務において、両者は一体化され意思決定システムに組み込まれる。

そして最後に、上記の戦略法務を支える発想の基盤として、法戦略思考

が存在する。そこでは社会的、政治的、経済的な背景を含む法文化体系が戦略に組み込まれる。戦略の策定のために、法的知識や法的解釈は不可欠であるが、それだけでなく、商行為や市場動向、ニーズの背景となる人々の社会生活全体への理解があつて初めて一国の法システムの意味を知ることができるのであろう。

2-3 法と経営学の分析枠組み

2-3-1 経営と法律の領域

経営は企業に関する積極要素であるのに対して、法律は企業に関する消極要素ともいえよう。経営の視点からは利益、法律の視点からは費用が意識される。従来は利益を意識するあまり、費用を節約する傾向があった。しかし、社会的責任を果たすために費用をかけることは、企業経営にとって長期的には利益となることを認識しなければならない。経営の目指す利益と法律の目指す公正・衡平をどのように実現すべきか、を検討しなければならない。経営、法律には各々の判断基準とその表裏の関係としての責任が存在する。また、利害関係者に関する法律問題が存在する⁸⁾。それは以下のような関係法規と対応することになる。

企業の不祥事は法律問題を原因としている。本稿にとりあげている個々の事象は、経済というより、経営の問題である。訴訟の主体は個人、法人であり、特に法人（企業）が原告被告の場合は、個別事情が存在する。法的対応は、前例や判例を踏まえながらも個別の業界、企業によって適用に相違が生れる。なお、本稿では、利害関係者のうち、消費者に最も焦点をあてることになる。

2-3-2 経営と法律の分析視点

私たちは企業の経営行動を多角的視野から分析していくことを求められる。企業は市場原理に基づく利益（私益）追求を行うべく、経営の機能が

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

表1 利害関係者と関係法規

利害関係者	関係法規	対象事例
株主・投資家	商法, 会社法 金融商品取引法	株主代表訴訟, 利益供与罪
取締役	民法, 商法, 刑法	善管注意義務, 忠実義務 取締役の汚職罪, 特別背任罪
従業員	労働法	セクシャルハラスメント 安全配慮義務違反
取引業者	独占禁止法	不公正取引
下請会社	下請代金支払遅延防止法	下請代金遅延
競争会社	知的財産法, 独占禁止法 不正競争防止法	談合罪
消費者	景品表示法, 製造物責任法 JAS 法, 消費者契約法 食品衛生法, 特定商取引法	誇大広告, 欠陥商品, 不当契約
国／地方公共団体	斡旋利得処罰法, 刑法	贈賄罪
地域社会 外国取引	外国為替及び外国貿易管理法, 関税法, 不正競争防止法	不正輸出

(注) 当該表では、法律の正式名称に代えて一部略称も用いている。

要請される一方、それは広く市民の利益（公益）維持に抵触しない最低限の枠組みに抑えられるべく、法律の機能が必要とされる。本研究は、以上の事実を踏まえて、経営と法律の分析視点に立脚し、企業という組織に対して、経営は促進機能、法律は抑制機能を中心的役割として捉えるものとする。しかし、この機能はときには逆転して働く場合もあり得る。すなわち、経営、法律ともに促進機能と抑制機能の両面があるのである。促進、

抑制の対象となるものは利益、特に公益と私益であろう。経営の視点からは利益、法律の視点からは費用が意識される。従来は利益を意識するあまり、費用を節約する傾向にあった。しかし、社会的責任を果たすために費用をかけることは企業経営にとり長期的利益となることを認識しなければならない⁹⁾。また、経営と法律の機能は、企業が不正や犯罪によって打撃を受けることを未然に防ぐことにも貢献する。

本稿では、経営および法律の目指す利益、特に公益（社会・業界全体の不特定多数の利益で、企業の範囲を超える一般市民としての利益。）と私益（自己の特定の利益で、特定企業の範囲内の、利害関係者をも含む利益。）の追求とその均衡を検討することになる。ちなみに、ドラッカーも、社会におけるマネジメントの責任とは、公共の利益（公益）をもって企業自らの利益（私益）にすることであり、公益を私益に一致させることによって、両者の調和を実現することが必要であると述べていることは興味深い¹⁰⁾。

なお、私益の類似概念に共益（相互互助を踏まえて、限定された構成員のみの利益。）も存在するが、本稿では、私益を公益の排反概念として捉え、「非公益」という意味から、共益を私益に含めるものとする。

2-3-3 公益と私益の追求とその均衡

公益と私益の原点にある「公と私」は“public”と“private”と共に対概念である。しかし、public や private の概念自体に価値判断、善悪の倫理的な意味は含まれないのでに対して、「公」は「正しい、偏りのない」意味を、「私」は「邪な、偏りのある」意味をもち、「公と私」は本来、価値判断を含むものと言える¹¹⁾。

公益は私益を実現させた上で達成し得るし、私益は公益を実現する範囲において容認される。すなわち、公益と私益は相互媒介性をもって実現しあうのである¹²⁾。従って、公益と私益は単純な対立概念とは言えない。

特に、公益はしかるべき過程のなかで社会や組織の構成員のコンセンサ

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

表2 公益と私益の分類

	(公益, 私益)	公益, 私益の評価
I	(+, +)	公益, 私益とも重視する。
II	(-, +)	公益を重視せずに, 私益を重視する。
III	(-, -)	公益, 私益とも重視しない。
IV	(+, -)	公益を重視し, 私益を重視しない。

ス（合意, 同意）を得て実現するものであろう。ただし、構成員のコンセンサスを得ること自体は時間要する上に、非常に難しいものもある。

今、利益を重視することを+、重視しないことを-で表すとき、公益、私益の組合せである（公益、私益）は、次のIからIVまでの4つに分類される。

組織（企業）がII、個人（内部告発者）がIまたはIVの立場にあるとき、両者の乖離は最大となる。経営のみに従うと、私益を優先し、公益との均衡を崩してしまう結果となる。その場合は、法律に従って費用を払い、公益を優先するように転換しなければならない。組織においても、個人においても、公益は必ず満たされねばならないが、私益に反する企業も存続できない。この公益と私益を均衡させることは経営と法律の目指す均衡の1つである。私益を優先して公益を犠牲にしている場合は、費用を当該企業（組織）が負担し、逆に、公益を優先して私益を犠牲にしている場合は、費用を社会が負担して公益と私益の均衡を回復しなければならない。

企業の違法行為を評価する場合、倫理規範や道義秩序からの分析も重要であるが¹³⁾、それだけでは十分ではない。行為の違法性は、利益侵害の有無、それを正当化する事情の有無、生じた利益侵害を上回るだけの利益を当該行為が担えるか、によって判断される。利益を比較衡量し、優先順位を調整する必要が生じるのである。

現状の経営現象が過度に行過ぎた結果、著しく社会の公平、公正を乱し、あるいは逸脱した場合、立法化あるいは法律の改正を行い、法律による規

制を強化する。一方、訴訟による判決が下された結果、著しく経営上の効率を損ない、問題や支障をきたす場合、やはり立法化あるいは法律の改正を行い、法律による規制を緩和する。企業の事件が時代を画し、立法化や法律改正の契機となることは少なくない。例えば、これまでの事例では、第三者割当増資では秀和・忠実屋いなげや事件、株主代表訴訟では大和銀行事件、内部告発者保護では雪印食品事件、特許訴訟では青色発光ダイオード事件が、それぞれ立法化や法律の改正に与えた影響は大きい。

事件・問題に消極的に対処し、情報隠蔽することによって節約できる費用、得られる利益より、事件に積極的に対処し、解決するために情報開示することによって節約できる費用、得られる利益の方が大きいことを認識する必要がある。

本稿では、例えば「法と経済学」にみられるような¹⁴⁾、法学の概念を経済学の概念で代替するということを想定していない。個々の学問領域を基礎に、個人が企業社会において、経営と法律という複眼的な視座で処していくことに注目したいのである。法律が経営に影響を与え、経営が法律に影響を与える現象に焦点をあてていくことになるのである。

ただし、今回とりあげる食品偽装の事例では、法律自体が社会、経済、経営等の実態との間に大きな乖離を生じており、法律の枠組みを変えなければならない状況である。

3. 食品をめぐるリスクマネジメントの手法：

HACCP と ISO22000

相次ぐ食品業界の不祥事の発生を踏まえて食品企業のコンプライアンスおよび品質管理の徹底を推進するために、ガイドラインの作成、品質管理システムの導入を推進する必要がある。一般に、食の安全を確保する仕組みとして HACCP や ISO22000、食の安心を確保する仕組みとして情報開示、表示、トレーサビリティ (traceability) などが存在するが、ここでは

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

HACCP および ISO22000 について言及したい。

3-1 HACCP

HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) は、元来、米国で 1960 年代の宇宙開発、アポロ計画の中で NASA、米国陸軍 (US Army) とピルスビリ－社 (Pillsbury Company) が 1959 年から構想し、1971 年に National Conference of Food Protection で概要を公開した、宇宙食などの食品の安全性を確保する方法であり、これを現在多くの食品の安全性確保に応用している。これは、食品製造の過程で、生産の初期段階から製造・加工工程を経て最終消費者に至るまで食品の安全性を保証するための管理方式の一つである。日本では「危害分析重要管理点監視」と訳されることが多く、欧米では、既に食品加工工場だけではなく原料供給関係、流通関係、ファーストフード等でも採用されている¹⁵⁾。

HACCP の適用には 12 手順、7 原則がある。食品製造工場を事例に説明すると次の通りである。

- (1) HACCP チームの編成
- (2) 食品の説明・記述（安定性、賞味期限、包装、流通形態）
- (3) 製品の使用方法の確認
- (4) 製造工程一覧図（フローチャート）の作成
- (5) 製造工程一覧図（フローチャート）の現場確認
- (6) 危害要因の分析（Hazard Analysis 原則 1）
- (7) 重要管理点の設定（Identify CCP 原則 2）
- (8) 管理基準の確立（Critical Limit: CL 危険度の限界値原則 3）
- (9) 重要管理点の監視方法の確立（CCP Monitoring 原則 4）
- (10) 許容限界から逸脱があった場合の是正措置の確立（原則 5）
- (11) システム検証手段の確立（原則 6）
- (12) 記録・文書化・保管を行うシステムの確立（原則 7）

7 つの原則について述べると次の通りである。原則 1 「危害要因の分析」では、生鮮原材料等の受入→製造・加工→輸送・配送→最終消費者までのプロセスにおいてどのような危害が、いかなる段階や、要因で発生する危

険性があり、それがどの程度の「危害の重大性」かと言うことを明確にする。「危害」とは、最終消費者の健康を害することであり、具体的には重金属などの科学的危険、石・硝子片・ヘアピンなどの物理的危険、食中毒菌などの生物的危険を示し、「危害の重大性」とは消費者の健康に及ぼす悪影響の大きさである。原則2「重要管理点の設定」では、確認された各々の危害に対して、予防のための制御に必要な重要管理点(CCP)を明確にし、また、どのように制御すべきかを決定する。「制御」とは例として、食中毒菌を加熱処理工程で殺菌するとかである。この「制御」が適切でないと効果的な危険の予防ができないため、きわめて重要な事項である。原則3「管理基準の確立」では、確認された各CCPにおいて適切な管理基準を設定する。「危険度の限界値」は、数値もしくは数値の幅から逸脱すると危害が発生する値または値の幅のことを言う。従って、重要管理点における制御条件は「危険度の限界値」内ということが大前提である。原則4「重要管理点の監視方法の確立」では、重要管理点に於ける制御システムが適正に実施されているか否かを一定の頻度で監視(モニタリング)するため、その方式を決定する。また、どのような機器を使い、どの頻度で、誰が実施するのか等を明確にしておく。原則5「許容限界から逸脱があった場合の是正措置の確立」では、重要管理点での監視の際、制御が管理基準を逸脱した場合にしかるべき是正措置を設定する。これは、制御の範囲外で生産された製品をどのように処理するか、制御を元に戻すにはどのようにすればよいかなどである。原則6「システム検証手段の確立」では、HACCPシステムが当初の計画通りに実施されているか、また効果的に機能しているか否かを検証する方法の設定である。最後に、原則7「記録・文書化・保管を行うシステムの確立」では、上記の各決定・確定事項を文書として記録に残し体系化を図らなければならない。また、その文書には効果的(閲覧の確実性等)な保管方法を確立しておかなければならぬ。HACCPはこの原則をもとに、安全を最重点に、よい品質の製品を得る

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

ことを目標とした管理システムである。

3-2 ISO22000

工業界で、1990年代より急速に普及したのは製品の品質保証のための規格 ISO9000 シリーズである。ISO9000 シリーズは、様々な製品・サービスに適用できる柔軟性をもって製品の品質保証の仕組みを標準化し、多様な業種、業態に用いられた。特に食品業界では、HACCP と ISO9000 シリーズの概念が融合していった。2000年、ISO9000 シリーズは改訂により、従来の製品の品質保証から品質マネジメントに変わり、更に、2005 年に ISO22000、食品安全マネジメントシステムが登場した。HACCP と ISO の両者の概念をもつこの規格はグローバル化した食の安全性に関する問題へのアプローチとして期待される¹⁶⁾。

ISO22000 は、組織が食品安全に関する運営管理を確実に実行し、運営状況の向上・改善を促進する上で、7つの特徴をもつ。

- (1) PDCA サイクルの採用
- (2) 管理手法の選択
- (3) ISO9000 シリーズと同様の規格
- (4) 相互コミュニケーション
- (5) システムマネジメント
- (6) 前提条件プログラムの存在
- (7) HACCP の原則

ただし、食品製造の安全に関して、いかに優れた管理システムを導入しても、企業の経営トップから従業員まで、実行しつづける意思と情熱が途切れると食品の安全は動搖する。

4. 食品表示に関する現行法

我が国には、食品表示に関する法律がいくつか存在する。ここでは4つの法律に言及したい¹⁷⁾。

4-1 不正競争防止法

不正競争防止法（1993（平成5）年5月法律第47号）は、公正な競争と国

際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止を目的として設けられた法律のことである。所管先は経済産業省である。

不正競争防止法では、その第1条（目的）に「この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定される。

市場経済社会が正常に機能するためには、市場における競争が公正に行われる必要がある。従って、例えば、競争相手を貶める風評を流したり、商品の形態を真似したり、競争相手の技術を産業スパイによって取得したり、虚偽表示を行ったりするなどの不正な行為や不法行為（民法第709条）が行われるようになると、市場の公正な競争が期待できなくなる。また、粗悪品や模倣品などが正面から出回るようになると、消費者も商品を安心して購入することが出来なくなる。以上のように、市場における競争が公正に行われることを目的として、同法が制定されているのである。

不正競争防止法では、保護する対象に対して、行為の規制（禁止）となる要件を定めることで、信用の保護など、設定された権利（商標権、商号権、意匠権等）では十分守りきれない範囲の形態を、不正競争行為から保護している。

近年の政府における知的財産政策では、知的財産立国を目指す旨が掲げられており、知的財産権の強化という政策的な要求に伴って、不正競争防止法でも、数多くの改正が行われている。

不正競争防止法は、民法（不法行為法）、知的財産法、独占禁止法、刑法などと次のような位置づけをもつ。第一に、不法行為法は損害賠償請求に関する規定のみであるが、諸外国では、差止め認められることが多い。そこで日本では不正競争法防止法では、損害賠償請求権に加えて差止め請求権も付与し、不法行為法の特別法と位置づけられる。第二に、工業所有権の保護に関するパリ条約を実施するために制定されたことから、知的財産法

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

の一環と理解される。第三に、不正競争防止法は、独占禁止法とともに競争秩序の確保を図る法律である。不正競争の防止を通じて業者間の公正な競争を確保することが特徴である。公益に対する侵害の程度の高いものには刑事罰の対象とともに、私益の侵害に止まるものには事業者間の差止請求、損害賠償請求等の民事的請求に任せており、消費者には原告適格（原告として訴訟を提起できる資格）がない。最後に、不正競争防止法は、国際商取引における外国公務員に対する賄賂の防止に関する条約を実施する法律でもある。2003（平成15）年改正により営業秘密に関する不正競争行為に対する刑事罰が導入された。

4-2 不当景品類及び不当表示防止法

不当景品類及び不当表示防止法（1962（昭和37）年5月法律第134号）は景品表示法、景表法とも呼ばれる。所管先は経済産業省である。

消費者は、より質の高いもの、価格の安いものを求め、事業者は消費者の期待に応えるために、商品・サービスの質を向上させ、また、より安く販売するように努力する。これがあるべき健全な市場の姿である。しかし、不当な表示や過大な景品類の提供が行われると、消費者が商品・サービスを選択する際に悪い影響を与え、公正な競争が阻害される。そこで、独占禁止法の特例法として、1962（昭和37）年に景品表示法が制定された。

景品表示法は、不当表示や過大な景品類の提供を厳しく規制し、公正な競争を確保することにより、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守る。

第1条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

第2条 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、

その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、公正取引委員会が指定するものをいう。この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であって、公正取引委員会が指定するものをいう。

4-3 食品衛生法

食品衛生法（1947（昭和22）年12月法律第233号）は、日本において飲食によって生ずる危害の発生を防止するための法律である。食品と添加物と器具容器の規格・表示・検査などの原則を定めている。所管先は農林水産省である。現行の食品衛生法はその目的を以下のように定めている。

「この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。」

食品衛生法は2003年（平成15年）5月に制定以来初めてといえる大改正が行われた。これは雪印集団食中毒事件やBSE問題の発生とそれに対する行政の対応に対する国民の不満が背景にあった。第2次世界大戦後、日本では食糧不足と流通の混乱のために不良食品が大量に出まわり健康被害が多発した。当時の不良食品の存在は人命に直接かかわることであり、食品衛生法はこの状況を改善するために制定された。しかし、その後の復興と成長に伴い、行政に要求されるものも変化した。2003年の法改正は「健康の保護」というより高い目標設定とそれを実現するための「必要な規制その他の措置」という行政の役割を明確化している点が特徴である。なお、この改正とほぼ同時期に食品安全基本法が新たに制定された。

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

4-4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年 5 月法律第 175 号）は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定された。この法律は、一般には、日本農林規格法、JAS 法と呼ばれている。所管は農林水産省である。

この法律は、農産物、飲食料品等の食品が一定の品質や特別な生産方法で作られていること、規格検査に合格した製品であることを保証する「JAS 規格制度（任意の制度）」と、すべての製造・販売業者に品質表示基準に従って原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」の 2 つで構成される。この法律で定められた基準にしたがって食品などには、JAS マークや原産地などの表示が付く。JAS マークは、格付け検査に合格した製品につけられており、普段よく目に見る。一方、品質表示基準は生鮮食品と加工食品に分けて基準が定められる。生鮮食品では農畜産物の場合は原産地など、加工食品の場合は原材料名、内容量、賞味期限、保存方法などである。

同法はこれまでに多々改正されている。1970（昭和 45）年の改正では、JAS 規格のある品目について表示の基準を定めることにより、消費者が商品を購入に資するようになった。1999（平成 11）年の改正により、消費者に販売される全ての食品に表示が義務づけられ、翌年の改正では、違反した業者には企業名の公表や最高 50 万円の罰金が科されるようになった。また、2008（平成 20）年の改正により、食品の品質表示の義務が、一般消費者向けに販売していた製造業・販売業だけでなく、原材料供給業者（農産・水産業等）や流通業者にまで拡大された。

表3 食品表示に関する現行法と違反者

法律名	所管省	目的	主な表示項	違反への措置	参考条文	違反者・判明時期
不正競争防止	経済産業省	不正競争の防止	消費者を誤認させる表示禁止	指示、業者公表、改善命令 50万円以下罰金	第2条	ミートホープ 2007.6 船場吉兆 2007.10
不当景品類及不当表示防止(景品表示法)	公正取引委員会	公正な競争確保、消費者利益の保護	食肉の場合、名称、原産国名、内容量など	消費者を誤認させる表示禁止排除命令、懲役、罰金	第4条	ミートホープ 2007.6 比内鶏 2007.10
食品衛生法	厚生労働省	飲食による衛生上の危害の防止	名称、添加物、品質保持期限	営業停止・禁止 6ヶ月以下懲役 3万円以下罰金	第19条	赤福 2007.10
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	農林水産省	消費者の商品選択への寄与	加工食品は賞味期限、保存方法、内容量	3年以下懲役 300万円以下罰金	第19条の13	石屋製菓 2007.8 比内鶏 2007.10

なお、食品の消費期限については、同法で生鮮食品や加工食品等に対して規定され、その後、2003（平成15）年に同法と食品衛生法との間で定義が統一された。それによれば、消費期限とは「定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日」であり、製造者・企業が定めた概ね5日以内とされる。5日を超える長期保存が可能な食品については、賞味期限と表記する。

5. 食品をめぐる企業不祥事の事例

2007年に日本で起きた食品をめぐる食品偽装、企業不祥事の事例とその対応を整理する。

(1) ミートホープ(株)

2007年6月、北海道苫小牧市の食品加工、「ミートホープ(株)」(田中稔社長)は、牛肉ミンチの品質表示偽装事件を皮切りに数々の不正が明らかとなった。これは株式の大部分を創業者一族が持つ典型的な同族経営であ

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

り、田中社長の専横経営が招いた偽装事件である。同社は1976年に創業され、事件発覚まで苫小牧市の食品加工卸業界売上第1位をしめていた。本社兼工場は苫小牧市にあり、他に東京都荒川区に東京オフィスがあった。利益を上げるために偽装は創業した数年後から開始され、同社は、鶏肉や豚肉、鴨肉を混ぜた牛ミンチ偽装のほか、外国産牛肉が混入したひき肉を国産と偽るなど、田中社長の指示に基づく不正が常態化していた。事実、偽装は10品目以上に上ることが農林水産省の立ち入り検査で分かった。田中社長らは偽装が発覚する2007年6月までの約1年間、牛肉に豚肉などを混ぜて作ったミンチを「100%の牛ミンチ」と偽り、北海道加ト吉（赤平市）など食品会社十数社に販売していた。

2007年10月、北海道警察は、ミートホープの食肉偽装事件で、同社の田中社長ら幹部4人を不正競争防止法（第2条・虚偽表示）違反、詐欺罪で逮捕した。2008年1月、田中被告は初公判で起訴事実を認めた¹⁸⁾。

食品の虚偽表示に不正競争防止法が適用された例としては、2004年、宮城県で輸入カモ肉を「宮城県産フランス鴨」と偽装して販売したカモ肉生産・加工会社の前社長が詐欺と同法違反の疑いで逮捕された。また、2003年、福島県で国産米に米国産の米を混ぜて「会津産コシヒカリ」と偽装して販売した郡山市の米穀小売会社の幹部社員が逮捕されている。

（2）石屋製菓（株）

2007年8月、北海道札幌市の「石屋製菓（株）」（石水勲社長）が、「白い恋人」の一部商品で賞味期限を改ざんしていたことが分かった。また、アイスクリームやバームクーヘンの一部から食中毒の原因となる黄色ブドウ球菌などが検出されていたことも判明した。

「白い恋人」は北海道を代表するお土産品の菓子の一つであるチョコレートで、北海道に旅行した人がお土産に買って行く人気商品である。同社は、「白い恋人」の「30周年キャンペーン限定商品」の在庫を処分するた

め、特別な包装から通常に戻す際に、本来の賞味期限の記載より1ヶ月長く表記したと担当取締役が指示した。また6月から7月にかけてアイスクリームの一部分から大腸菌群、バームクーヘンの一部商品から黄色ブドウ球菌を自主検査で検出した。店頭回収は始めたが販売済み商品は公表せず、消費者からも回収しなかった。

札幌市保険所によると、8月上旬に関係者から、同社がアイスクリームから大腸菌群が検出されたことを公表しないまま製品の回収・廃棄を進めているとの通報があったと報告している。

更に、石屋製菓は、別の5商品でも返品された商品の賞味期限を改ざんしたり、予め設定した期限を偽装したりして出荷していたことが社内調査の結果で明らかにされた¹⁹⁾。

2007年8月、北海道庁は、石屋製菓に対して、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)第19条の14(表示に関する指示等)第1項の規定および第23条の規定に基づく指示を行った。石屋製菓の行為は、JAS法第19条の13(第五章 品質表示等の適正化・製造業者等が守るべき表示の基準)第1項の規定に基づき定められた加工食品品質表示基準第6条第3号の規定に違反する行為であった。

(3) (株)赤福

2007年10月、三重県伊勢市の「(株)赤福」(濱田益嗣会長、濱田典保社長)の消費期限改ざん問題が発覚した。赤福の場合、配送して残った商品、余分に製造した商品を冷凍保存しており、必要に応じて回答して再包装し、その日付を新たな製造日などとし、34年間もの間にわたり出荷調整を続けていた。一度包装した商品を冷凍し、出荷する時点で製造年月日を付け直す「まき直し」の手法を続けていたため偽装表示とされた。同様に、冷凍し、安全面では違ひのない商品でも、包装する前か後かという基準が偽装を別けた。三重県は、過去に赤福から偽装表示となるか否かの質問受け

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

た際に、冷凍保存したものを解凍後に再び包装することを「製造プロセス」のひとつとして解釈した。解凍日を製造日とすることについても製造日の表示は義務付けられておらず、消費期限の設定は自主検査など科学的根拠に基づいて設定されているとして、食品の安全性は確保されていた。しかし、食品衛生法と JAS 法の認識には相違があり、偽装問題に発展した。

赤福は、大手菓子製造「不二家」による期限切れ原料の問題化していた 2007 年 1 月下旬、偽装の一部を中止していたことが内部調査で判明した。社内で偽装した商品が区別できるよう包装紙に印字された消費期限の末尾に、ピリオドが付けられていたこともわかった²⁰⁾。

2007 年 10 月、三重県伊勢保健所は赤福より、店頭売れ残り品を本社工場に回収し、凍結保管後、解凍し、包装紙をまき替え、科学的・合理的根拠に基づかない消費期限を付して出荷したことが報告され、三重県伊勢保健所が当該施設に対する調査を実施した結果、当該事実を確認した。赤福において食品衛生法第 19 条（第 4 章 表示及び広告）第 2 項違反に該当する行為が確認されたため、三重県伊勢保健所が行政処分（営業禁止）を行った。違反事項については、改善計画書を提出させ、これに基づいて食品衛生上の安全性を確認した段階で処分を解除するものである。

(4) (株)比内鶏

2007 年 10 月、秋田県大館市の食肉加工製造「(株)比内鶏」（藤原誠一社長）が、地元の「比内地鶏」と偽り、別の鶏肉や卵を薰製にした商品を出荷し、同社が比内地鶏と偽っていた商品はおでん、つみれなど 12 種類になることが明らかになった。薰製には約 20 年前から卵を産みにくくなつた「廃鶏」と呼ばれる雌の鶏を使用していた²¹⁾。

同月、比内鶏が製造販売する「比内地鶏くんせい」及び「比内地鶏くんせいいたまご」について他の鶏、たまごを使用しているとの情報提供が北秋田振興局福祉環境部（大館保健所）にあり、秋田県では立入検査などを実

施した結果、その事実について確認した。比内鶏が行った上記行為は、いずれも景品表示法第4条（不当な表示の禁止）第1項第1号及び、JAS法第19条の13第1項の規定に基づき定められた加工食品品質表示基準第6条第3号の規定に違反する行為である。

秋田県は、比内鶏が製造販売する比内地鶏商品について不適正な表示が確認されたため、同社に対して不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条及び、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）第19条の14第1項の規定に基づく指示を行った。

- (1) 今回の違反行為が生じた事実経過を把握分析し、原因を明らかにすること。
- (2) 前記(1)の分析を踏まえ、表示に関する責任者を明確にし、従業員に対し、表示制度の啓発を行い、その遵守の徹底を図ること。
- (3) 景品表示法及びJAS法を遵守し、適正な表示を行うとともに、今後、表示が適正であることを十分確認した上で販売すること。
- (4) 前記(1), (2)及び(3)について、改善結果を報告すること。

(5) (株)船場吉兆

2007年12月、大阪市中央区の「(株)船場吉兆」(湯木正徳社長)は、穴子や明太子を使った商品、冷蔵・冷凍保存や作り置きできるすべての贈答用商品で賞味期限などの偽装を行なったこと、および、今回の偽装はすべて船場吉兆役員、湯木家族の指示であったことを認めた。吉兆は、1930(昭和5)年に神戸市の湯木貞一氏が大阪市西区に小料理店「御鯛茶処・吉兆」を開いたことに始まる。第二次大戦後、すぐに営業を再開し、茶懐石の精神を盛り込んだ独創的な料理を世に送り出し、日本を代表する高級料亭へと急成長を遂げた。貞一氏はその後、子息にそれぞれ店を継承させ、「本吉兆」(大阪市)「東京吉兆」(東京都)「京都吉兆」(京都市)「船場吉兆」「神戸吉兆」(大阪市)をのれん分けした。船場吉兆は、若者が集まる心斎

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

橋のファッショビル「OPA」に新店を開き、外部発注で総菜や菓子の販売を始めるなど、アイデアと多角経営で売上を伸ばしたが、逆にそれが盲点となつた²²⁾。

2007年10月、九州農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が(株)船場吉兆天神フードパークに対して調査を行つた。また、近畿農政局及びFAMICが船場吉兆船場本店に対して調査を行つた。この結果、船場吉兆は、販売者として適正な品質表示を行う責任があるにもかかわらず、食品表示に対する認識不足及び管理体制の不備により、不適正表示(牛肉の原産地不適正表示、地鶏の不適正表示、期限表示の改ざん)を行つていたことを確認した。

船場吉兆の行為は、加工食品品質表示基準第6条第3号の規定違反、加工食品品質表示基準第4条第1項第2号違反となることから、農林水産省はこれに対し、JAS法第19条の14第1項の規定に基づく指示を行つた。

- (1) 船場吉兆を表示責任者として販売する全商品について、表示の点検を行い不適正な表示の商品は速やかに是正して販売すること
- (2) 原因の究明・分析を行うこと
- (3) 品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策の実施
- (4) 全役員、全従業員に対し、品質表示の啓発を行い、その遵守の徹底すること。

6. 考察

食品をめぐる近年の企業不祥事は、不二家を除いて、ミートホープ、石屋製菓、赤福、比内鶏、船場吉兆など比較的に中小企業、同族会社、非上場会社が引き起こした色彩が強い。当該企業は私益を優先し公益を損なつたのであり、いずれも大きな社会的制裁を受けることとなつた。ミートホープは2007年7月に、また比内鶏は同年12月に自己破産を申し入れ、それぞれ受理された。石屋製菓は2007年8月に現役社長の引責辞任と新社

長就任を発表した。赤福は会長（前社長、伊勢商工会議所会頭）が辞任した。最後に、船場吉兆は2008年1月、民事再生法適用を申請し裁判所から保全命令が出され、社長ら全役員の引責辞任と新社長就任を発表した²³⁾。ブランドの信用力や地域経済に与えた打撃は大きい。

当該企業において、上記のリスクマネジメントの手法がどれほど完備されていたであろうか。上記の企業は、HACCPおよびISO22000に代表される品質管理システムを導入する、あるいは生産過程に十分な対応を可能にするだけの企業体力を備えてはいなかつたと想像される。また、仮に備えていたとしても、違法行為が組織ぐるみや経営トップの意思に基づいて行われるような場合には、不正発見のための内部統制が有効に機能せず、内部統制の限界を露呈する。この様な経営トップの不祥事を防止するためには、統制環境に対する施策を積極的に打ち出す以外に方法がないように思われる。

一方、消費期限、賞味期限の表示が製造者・企業に任せられている問題点は勿論のこと、現行法および所管先が4つに分かれしており、事件の根拠法が複数となる場合があることからもわかるように、縦割り行政の弊害、一元化されていない責任の所在のあいまいさは明らかである。政府は折しも、2008年1月に起きた中国製ギョーザ中毒事件も影響し、食の安全に関する緊急課題の解決を求められている。同年2月、消費者行政一元化の具体的な制度設計を検討する「消費者行政推進会議」の設置が発表され、消費者救済機能を持ち得る消費者庁の構想も検討されている²⁴⁾。社会や経済、経営の実態に即した法体系の見直し、改正は急務である。また、2009年秋頃から、CSRがISOの国際規格（ガイドラインとして）になれば、中小企業や新興企業にも規格に適合した企業行動が要求されることになり、CSRの指導啓発が一層必要になるであろう。企業、行政、マスコミ、消費者の各主体でとるべき姿勢を検討しなければならない。

最後に、生産者と消費者、両者の価値観の相違が社会問題、消費者の食

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

品不信の一因になっていると考えられる。食品をめぐる企業の社会的責任、リスクマネジメントの視点から新たな価値観を創造することも課題となる。

7. 結び

企業の経営者は、聖人君子を目指さず必要こそないが、高い意識・志をもち、リスクマネジメントに対する知識、経営と法律の乖離に関する知見を持つことが重要であろう。一方、国家も実質を伴った消費者保護を促進しなければならない。企業、国家ともに明確な意思、戦略が必要であることは言うまでもない。リスクマネジメントの在り方を問い合わせ、最終的に公益と私益の均衡を踏まえた公益（公共善）の実現に至ることが望まれる。

[注・参考文献]

- 1) 郷原信郎『企業法とコンプライアンス “法令遵守” から “社会的要請への適応へ”』東洋経済新報社、2006年、同「企業の違法行為防止と制裁制度、コンプライアンス軸に構築」『日本経済新聞』2004年2月27日付
- 2) 境新一『法と経営学序説—企業のリスクマネジメント研究—』文眞堂、2005年、同「特許訴訟問題をめぐる “法と経営学” の分析枠組み」『経営哲学』第2巻、26–36頁、2005年、同『現代企業論－経営と法律の視点－ 第3版』文眞堂、2007年
- 3) The Oxford English Dictionary, 2nd ed, Clarendon Press, Oxford English Press, 1989.
- 4) Marshall, L. C., Business Administration, The University of Chicago Press, 1921., Jenni, O., Die Frage des Risikos in der Betriebswirtschaftslehre, Bern Akitengesellschaft, 1952., Head, G. L., The Risk Management Process, New York, Risk Management Society Publishing, 1978.
- 5) 亀井利明『危機管理とリスクマネジメント 改訂増補版』同文館出版、2001年
- 6) 水尾順一編著『CSR マネジメント：ステークホルダーとの共生と企業の社会的責任』生産性出版、2004年、高巣編『CSR：企業価値をどう高めるか』日本経済新聞社、2004年、安達英一郎『CSR 経営とSRI：企業の社会的責

- 任とその評価事由』金融財政事情研究会, 2004年
- 7) 日本医師会『視点／社会保障と医の倫理』第1016号, 2004年, 『医療事故と責任』ICM 1999年5月
 - 8) 小林英明『会社を不祥事から守る法律知識』PHP研究所, 2003年
 - 9) 前掲注2), 境新一「現代公益企業に関する諸問題—経営と法律の視点—」『公益学研究』第2巻第1号, 31-38頁, 2002年, 同「企業統治における内部告発の意義と問題点—経営と法律の視点から—」『経営学史学会年報』第11輯, 144-154頁, 文眞堂, 2004年, 同「特許訴訟に関する実証研究—経営と法律の視点から—」『東京家政学院大学紀要人文・社会科学系』第44号, 15-32頁, 2004年
 - 10) P. F. ドラッカー, 上田惇生訳『新訳 現代の経営 上・下』ダイヤモンド社, 1999年
 - 11) 三戸公『公と私』未来社, 1976年, 同『家の論理1 日本的経営論序説』文眞堂, 1992年
 - 12) 谷口照三「公益と私益の相互媒介性：その理論的基礎付けと現実化への視座」『桃山学院大学環太平洋圏経営研究』第4号, 19-30頁, 2003年
 - 13) 水谷雅一『経営倫理学の実践と課題』白桃書房, 1995年, 宮坂純一『ビジネス倫理学の展開』晃洋書房, 1999年, DeGeorge, R., Business Ethics, 3rd ed., Macmillan Publishing Co., 1990., 中村瑞穂編著『企業倫理と企業統治 国際比較』文眞堂, 2003年
 - 14) M. ラムザイヤー『正義の経済学：規範的法律学への挑戦』木鐸社, 1991年, R. D. クーター・T. S. ユーレン, 太田勝造訳『法と経済学 新版』商事法務研究会, 1997年, 宮戸善一・常木淳『法と経済学：企業関連法のミクロ経済学的考察』有斐閣, 2004年
 - 15) 新宮和裕『HACCP 実践のポイント 改訂版』日本規格協会, 2002年, 土肥由長『食品業界 HACCP 入門 新訂版』日本食糧新聞社, 2001年, 茂木幸夫『食品衛生管理の現在—HACCP 総論・具体的対応から行政・業界の衛生規制まで—』日報, 1998年
 - 16) 日本規格協会編『対訳 ISO22000:2005 食品安全マネジメントシステム—フードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項 (Management System ISO SERIES)』日本規格協会, 2007年, 食品安全マネジメントシステム研究会編, 日本環境認証機構著『すぐ役立つ ISO22000 食品安全マネジメントシステム実践ガイド』ぎょうせい, 2007年
 - 17) <http://www.meti.go.jp/> (経済産業省 Web-site), <http://www.maff.go.jp/> (農林水産省 Web-site), <http://www.mhlw.go.jp/> (厚生労働省 Web-site),

食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察

- <http://www.jftc.go.jp/> (公正取引委員会 Web-site)
- 18) 『日本経済新聞』2007年6月24日付, 6月25日付, 7月17日付,
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/> (北海道庁 Web-site)
- 19) 『日本経済新聞』2007年8月14日付,
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/> (北海道庁 Web-site)
- 20) 『日本経済新聞』2007年10月31日付,
<http://www.pref.mie.jp/> (三重県庁 Web-site)
- 21) 『日本経済新聞』2007年10月22日付,
<http://www.pref.akita.lg.jp/www/toppage/> (秋田県庁 Web-site)
- 22) 『日本経済新聞』2007年10月28日付, 11月1日付, 11月9日付, 11月
16日付, 2008年1月16日付
- 23) 『日本経済新聞』2007年8月17日付, 10月24日付, 10月18日付, 12月
21日付, 2008年1月16日付
- 24) 『日本経済新聞』2008年1月30日付, 2月7日付, 2月14日付

[参照 Web-site]

- <http://www.meti.go.jp/> 経済産業省 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.maff.go.jp/> 農林水産省 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.mhlw.go.jp/> 厚生労働省 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.jftc.go.jp/> 公正取引委員会 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/> 北海道庁 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.pref.akita.lg.jp/www/toppage/> 秋田県庁 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.pref.mie.jp/> 三重県庁 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.shiroikoibito.ishiya.co.jp/> 石屋製菓 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.akafuku.co.jp/> 赤福 (最新参照 2008年2月)
- <http://www.senba-kitcho.com/> 船場吉兆 (最新参照 2008年2月)